

第3回 世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会 議事録

日時等

日時：令和8年7月15日（水）18時30分～

会場：東棟3階 庁議室（オペレーションルーム）

開催方法：対面・オンライン併用

出席者：【検討委員】藤平敦（委員長）、佐藤香代（副委員長）、石鍋浩、加藤昌子、
松丸未来、竹村睦子、西村由紀（敬称略）

1 開会

学校教育部長より開会の挨拶があり、本委員会が定足数を満たしていること及び資料確認が行われた。委員長からは、条例素案の取りまとめに向けて重要な段階に入っていることが説明され、本日の議論を踏まえて今後パブリックコメント及び最終案の整理を進める方針が示された。

2 条例制定の基本的な考え方（議論の視点）

事務局より、これまでの議論や意見を反映した修正内容について説明があった。いじめが学校生活にとどまらず将来にわたって影響を及ぼし得ること、被害を受けた子どもの権利回復を最優先とすること、関係性の調整や環境調整を含めた支援を行うこと、予防から重大事態対応までを一体的に捉えることなどが整理された。また、予兆段階の位置付けや複雑事案への対応についても見直しが行われた。委員からは、いじめへの対応を単なる事案解決に終わらせるのではなく、子どもの学びや成長、回復につながる支援として位置付けるべきとの意見が出された。被害児童生徒が自信や自己肯定感を回復できる支援の重要性や、加害行為に至った子どもを含め背景にある困難へ目を向ける必要性が指摘された。さらに、処罰や責任追及に偏らず、関係性や成長の視点を条例へ反映することが求められた。

3 （仮称）世田谷区いじめ防止等対策推進条例（素案）

事務局より条例素案の構成及び主な考え方について説明があった。前文では子どもの権利主体性やいじめによる深刻な影響を位置付け、基本理念では子どもの最善の利益、意見表明権の尊重、被害児童生徒の権利回復及び関係性の調整等を規定していることが示された。委員からは、「いじめは許されない行為」との表現について、加害児童生徒への一方的な非難につながらないよう修正を検討すべきとの意見が出された。また、いじめによる影響は進学や転学後だけでなく成人後まで残り得ることを条例へ反映すべきとの指摘があった。さらに、被害者・加害者・観衆・傍観者からなる四層構造の視点や、多様な個人特性への配慮を盛り込むべきとの意見も出された。複雑事案については、ほとんどの事案が複数の背景要因を有していることから、概念整理や記述方法を分かりや

すくする必要性が共有された。学校・教職員の責務については、個人で抱え込まない組織的対応に加え、専門職や外部機関との連携を明確化すべきとの意見が出された。

4 区立学校以外の学校及び未就学児との連携

条例の適用対象を区立学校の児童生徒としつつ、私立学校や未就学児施設との連携のあり方について議論が行われた。委員からは、世田谷区内のすべての子どもを視野に入れた理念共有や支援体制の必要性が示された。一方で、未就学児については発達段階の違いや保育・福祉の考え方との関係から、学校と同様のいじめ概念をそのまま適用することの難しさも指摘された。また、私立学校や子どもが集う様々な施設に対しても、条例の理念を広く共有し、必要に応じて連携・協力できる仕組みを検討すべきとの意見が出された。

5 子どもの意見聴取・実態把握の結果等

区立全小中学校で実施した学級での話し合い及びアンケート結果の速報について説明があった。子どもたちからは、友達との関係づくり、相手の気持ちを考えること、話し合いによる問題解決、相談しやすい環境づくりの重要性などが多く挙げられた。アンケートでは約18%の児童生徒が友人関係で嫌な思いを経験したと回答したほか、相談先を知っているにもかかわらず実際には相談できていない子どもが一定数存在することが示された。委員からは、子どもの実態や声を十分に分析し、条例へ反映していくことが重要であるとの意見が出された。

6 条例の実効性確保に向けた体制

委員からは、条例は制定すること自体が目的ではなく、学校現場で実装され継続的に機能することが重要であるとの意見が示された。学校への伴走支援や研修、実践状況の検証、効果測定、改善サイクルを確立する必要性が指摘された。また、教育委員会の体制強化や専門家との連携を通じて、条例の理念が形骸化しないようにすることが重要であるとの認識が共有された。事務局からは、条例施行に向けた体制整備について引き続き検討を進める考えが示された。

7 条例素案シンポジウム(案)

条例素案に対する区民意見聴取の場としてシンポジウム案が説明された。テーマは「いじめが起きたときに私たちがしてほしいこと」とされ、条例素案説明、子どもの意見聴取結果の共有、パネルディスカッション等を行う予定であることが報告された。委員からは、被害児童への支援だけでなく、子ども自身や学級全体として何ができるかという視点を取り入れるべきとの意見が出された。

8 閉会

委員長より、本日の議論を踏まえた修正作業を進めるよう事務局へ依頼があった。事務局からは、今回の意見を反映した修正版を整理したうえで議会報告及びパブリックコメ

ントへつなげる方針が示された。また、次回委員会を10月19日に開催予定であることが説明され、閉会した。